

始良市公告第3号

始良市複合新庁舎（本庁舎）建設基本・実施設計業務について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

平成31年1月28日

始良市長 湯元 敏浩



1 業務の概要

(1) 業務の名称

始良市複合新庁舎（本庁舎）建設基本・実施設計業務

(2) 業務内容

ア 複合新庁舎（本庁舎）建設工事及びこれに附帯する工事等に係る基本設計及び実施設計

イ 複合新庁舎（本庁舎）建設敷地に現存する建築物の解体工事に係る実施設計

※業務内容の詳細は始良市複合新庁舎（本庁舎）建設基本・実施設計業務特記仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から2021年5月28日（金）まで

(4) 契約限度額

98,362,000円（消費税及び地方消費税含む。）

2 設計者選定の概要

(1) プロポーザルの名称

始良市複合新庁舎（本庁舎）建設基本・実施設計業務プロポーザル

(2) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(3) 主催

鹿児島県始良市

(4) 事務局

始良市 総務部 行政管理課 庁舎建設係

〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町25番地

電話番号 0995-66-3075（直通）

FAX番号 0995-65-7112

メールアドレス [tyosha@city.aira.lg.jp](mailto:tyosha@city.aira.lg.jp)

始良市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）

[http://www.city.aira.lg.jp/tyosha/tyosha\\_kensetu.html](http://www.city.aira.lg.jp/tyosha/tyosha_kensetu.html)

(5) プロポーザルの審査

設計者の選定は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、別に定める始良市複合新庁舎建設設計業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の評価に基づき、次の２段階で審査する。なお、選定委員会の委員については二次審査当日まで公表しない。

ア 一次審査

提出書類の評価に基づき、選定委員会が参加表明書等の提出者の中から技術提案書の提出を求める者を選定する。

イ 二次審査

一次審査で選定された者について、技術提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングにより評価する。

ウ 審査結果の公表

審査結果は市ホームページにおいて公表する。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次のいずれにも該当する単体企業又はその単体企業を代表とする共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。当該要件は、特別の定めがある場合を除き、参加表明書の提出時点において満たしておくこととする。

(1) 参加資格

ア 平成 15 年 4 月 1 日以降に、延床面積 5,000 平方メートル以上の銀行、本社ビル、庁舎等（国土交通省告示第 15 号別添二第四号第 2 類）又は事務所等（国土交通省告示第 15 号別添二第四号第 1 類）の新築又は改築の基本設計及び実施設計に関する業務を元請として履行が完了した実績を有すること。なお、複合施設については、該当する用途の部分の延床面積が 5,000 平方メートル以上とする。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

ウ 公告の日から契約日までの間のいずれの日においても、始良市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要領（平成 22 年訓令第 56 号）（以下「指名停止要領」という。）による指名停止の措置を受けていないこと。

エ 公告の日から契約日までの間のいずれの日においても、指名停止要領別表第 1 各号又は別表第 2 各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

オ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

カ 建築士法第 10 条第 1 項の規定に該当しないこと。

- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）こと。
- ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）こと。
- ケ 国税（法人の場合は法人税及び消費税、個人の場合は所得税及び消費税）に滞納がないこと。

(2) 配置技術者等の資格

参加者は、本業務に関して次のとおり技術者を配置すること。

- ア 参加者と直接的雇用関係を有する管理技術者を 1 人配置すること。
- イ 管理技術者は、同種業務又は類似業務を完了した実績を有すること。
- ウ 総合、構造、電気設備、機械設備及び積算の各主任技術者を 1 人ずつ配置すること。
- エ 管理技術者及び各主任技術者は、次の資格及び実務要件を満たすこと。
  - (7) 管理技術者及び総合主任技術者は、参加者と直接的雇用関係がある一級建築士の資格を有する者とし、かつ、建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。
  - (8) 構造主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有し、かつ、建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。
  - (9) 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士の資格を有し、かつ、建築士法第 22 条の 2 に定める定期講習を受講していること。
  - (10) 積算主任技術者は、公益社団法人 日本建築積算協会の認定を受けた建築積算士または建築コスト管理士の資格を有していること。
  - (11) 管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は、他の主任技術者を兼任してはならない。
- オ 総合主任技術者を除く各主任技術者については、協力者（協力事務所）（以下「協力者」という。）を加えることができる。
- カ 本要領に基づき提出した書類（様式第 5 号から第 10 号まで）に記載した配置予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、死亡、傷病、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を得た上で、変更を認めるものとする。

(3) 共同企業体の資格

- ア 共同企業体の構成員の数は 2 又は 3 者とする。
- イ 構成員のすべてが 5 (1)イからケの資格を満たす者であること。
- ウ 代表者は、共同企業体において中心的役割を担う履行能力を有していること。

エ 構成員は、他の構成員及び他の参加者の協力事務所を兼ねていないこと。

(4) 参加に対する制限

ア 参加者1者につき1提案とする。

イ 協力者は、本プロポーザルにおける参加資格を有さず、他の参加者の協力者を兼ねることはできない。ただし、建築士法第20条の2第2項に規定する構造関係規定及び同法第20条の3第2項に規定する設備関係規定に適合するかの確認のみを求める場合は、この限りではない。

ウ 協力者は、5(1)ウの資格を満たす者であること。

エ 次に該当する者は、参加資格要件を満たす者であっても、本プロポーザルに参加できない。

(ア) 選定委員会の委員又は委員の3親等以内の親族

(イ) 選定委員会の委員又は委員の3親等以内の親族が主宰、役員又は顧問をしている営利組織に属する者

(ウ) 選定委員会の委員又は委員の3親等以内の親族が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者（「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

(エ) 選定委員会の委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に属している者

(5) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。

ア 選定委員会の委員及び事務局関係者に直接又は間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求を行ったと選定委員会が認める場合（本要領に定める手続きに関するものは除く。）

イ 審査の公平性に影響を与える行為があると選定委員会が認める場合

ウ 本要領の規定に違反するなど選定委員会が不適格と認める場合

エ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

(ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

(イ) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(エ) 虚偽の記載がある場合（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）

#### 4 設計者選定のスケジュール

本プロポーザルは下表により実施する。

また、日程に変更がある場合は、市ホームページ等により公表するものとする。

	項目	日程
一次審査等	プロポーザル開始の公告	2019年1月28日(月)
	実施要領等の交付	2019年1月28日(月)から 2019年2月14日(木)まで
	参加表明手続に関する 質問の受付	2019年1月28日(月)から 2019年2月7日(木)まで
	回答(公表)	2019年2月14日(木)
	参加表明書等の受付	2019年1月28日(月)から 2019年2月22日(金)まで
	一次審査(書類審査)	2019年3月9日(土)
	審査結果の通知	2019年3月13日(水)
二次審査等	技術提案書等に関する 質問の受付	2019年3月14日(木)から 2019年4月3日(水)まで
	回答(公表)	2019年4月10日(水)
	技術提案書等の受付	2019年3月14日(木)から 2019年4月19日(金)まで
	二次審査(プレゼンテー ション及びヒアリング)	2019年5月11日(土)
	審査結果の公表	2019年5月15日(水)
	委託内容等の協議	2019年5月16日(木)から 2019年6月3日(月)まで
	契約締結日(予定)	2019年6月4日(火)

#### 5 参加手続及び審査方法等

プロポーザルに係る書類等の交付方法は、市ホームページからダウンロードして入手するものとする。手続や審査方法等の詳細については、始良市複合新庁舎(本庁舎)建設基本・実施設計業務プロポーザル実施要領及び同評価要領による。

